

大規模商談会出展に係る宮城県ブース企画運営業務委託仕様書

1 委託業務名

大規模商談会出展に係る宮城県ブース企画運営業務

2 目的

宮城県の食の魅力の効果的に発信し、県内食品製造業者等の販路開拓を支援するため、国内最大級の展示商談会に宮城県ブースを設置し、訴求力のある展示ブースの装飾やPR等を行うことで、宮城県ブース出展事業者（以下「出展者」という。）に対して首都圏の食産業関連バイヤーとの効果的な商談機会を提供するもの。

3 宮城県ブースを設置する商談会の概要

第59回スーパーマーケット・トレードショー2025（以下「SMTS」という。）

イ 開 催 日 令和7年2月12日（水）から14日（金）まで

ロ 会 場 幕張メッセ（千葉県千葉市美浜区中瀬2-1）

ハ 宮城県ブース出展事業者 20者（20ブース）

ニ 出展スペース及びエリア 108㎡（12小間分）、地方・地域産品ゾーン

4 委託期間

契約締結の日から令和7年3月3日（月）まで

5 委託業務内容

企画提案に基づき、各主催者及び出展者の状況を踏まえ、下記(1)から(8)の業務を実施すること。

(1) 事務局の設置

イ 宮城県ブースの事務局を設置し、準備から搬入・出展・撤去までのスケジュール調整、問合せへの対応、主催者と出展者の連絡調整、関連資料の作成・提出・提供、出展者が直接負担する光熱水費・レンタル備品費等の徴収及び主催者への経費支払等を行うこと（光熱水費について、電気代は出展者ごとの設置容量に応じた負担、水道代は出展者で均等割負担、共通部分は受注者負担とする）。

ロ 出展期間中は連絡調整のできる責任者とスタッフを常駐させ、運営に係る問合せがあった場合、速やかに対応できる体制とすること。

ハ 出展料金及びストックルーム代金を主催者に支払うこと（時期は別途調整）。

なお、スペース小間は主催者に対し発注者が予約済みである。

ニ 出展者が使用するブースの出展小間料（1ブース当たり150,000円（税込））を出展者から徴収し、事業収入とすること。

ホ 出展者に対する事前説明会を11月下旬頃に開催し、事前説明及び説明資料の作成を行うこと（開催方法及び内容については発注者と調整の上、決定すること。また、会場が必要な場合は別途手配すること）。

(2) 宮城県ブースの企画・運営全般

イ 出展者の商談機会を向上させるような宮城県ブースの企画、運営を行うこと。

ロ 1名で対応している出展者に対して、休憩時や商談時の支援を行い、出展者の商談機会を確保すること。

ハ 出展者に商談会の成果（商談数、成約数等）に係るアンケートを実施し、取りまとめること。

(3) 宮城県ブースの装飾デザイン、設営、施工及び撤去

イ 来場者に宮城県及び宮城県ブース出展者を一体的かつ効果的にアピールできるよう、緑色を基調とした装飾デザインとすること。

なお、以下についても留意すること。

- ・出展者が辞退し、空きブースが発生した場合は「2 目的」に沿った活用をすること。
- ロ 出展者用展示ブースを出展ブース分設置し、各ブースには共通の備品として、展示台、コンセント一式（2口）及び社名が確認できる装飾（出展者名を明確にし、統一デザインとすること）を準備すること。また、出展者が個別に希望するレンタル備品などの機材を設置する必要性が生じた場合は、それらを含めたブース内レイアウトとすること（出展者が個別に設置する備品レンタル費や工事費等については、使用する各出展者の負担とする）。
- ハ 出展者用展示ブースは展示・接客できるスペースを確保し、各出展者が自社ブースへ容易に入りできるレイアウトとすること。
- ニ 宮城県ブース内レイアウトは、各出展者展示ブースの集客に偏りが出ないようにすること。
- ホ 出展者用展示ブースには展示台の下などに荷物をおけるスペースを設けること。
- ヘ 出展者用展示ブース内は十分な照明器具の準備を行い、スポットライト等を設置すること。
- ト 出展者が共同で使用するバックヤードを組み入れ、バックヤードには、試食等を準備する調理場の確保及び冷凍・冷蔵庫、流し台、棚、ハンガーラック等の関連備品類を出展者の使用頻度に応じて設置すること。
- チ 商談会開催日前日の午後2時頃までに、各出展者が展示の準備をできるように施工すること。
- リ 感染症対策を状況に応じて講じること（出展者が行う試食提供等も考慮すること）。
- ス 発注者が会期中使用した販促物等の返送を行うこと。なお、個数は、120サイズの段ボールで6個程度である。

(4) 宮城県ブースの各種工事

電気工事（照明器具及びコンセントを含む）及び給排水設備（水道配管及び流し台、手洗い消毒液設備を含む）の施工並びに撤去を行うこと。

(5) ブース内の清掃

期間中（準備、終了時含む）は、ブースの清掃及びゴミ（不燃物を含む）の処分を毎日行うこと。

- (6) 事業費の範囲内で出展者の販路開拓に効果的な商談機会提供の取組を独自提案し、実施すること。
- (7) 出展者が出展を取消した場合、当該ブースを目的にあわせて活用すること。
- (8) その他宮城県ブースの企画・運営に係る必要な業務。

6 成果品

本業務の成果品として、業務完了報告書を1部作成の上、提出すること。

7 留意事項

- (1) 宮城県の20ブース内に設置する「みやぎ産業振興機構ブース」（2ブース）について、当該ブース設置に伴う関連経費（出展料金を含む）は、本委託業務の対象外である。
- (2) 展示の装飾・施工・各種工事・管理・運営等について、主催者による事前説明会等の内容を十分に把握し、主催者から提示される出展関連資料に従うこと。
- (3) 搬入・展示・撤去にあたっては事故防止を図り、時間内の撤去・原状回復を行うこと。
- (4) 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又は本仕様書の定めのない事項については、受注者と発注者との協議により決定する。

8 その他

受注者は、本業務に係る会計帳簿及び証拠書類等を整備し、委託業務終了年度から起算して5年間保管するものとする。